

広島大学附属小学校学校教育研究会規則

第1章 目的及び事業

- 第1条 本会は、学校教育に関する諸般の問題を調査研究し、その改善進展を図ることを目的とする。
- 第2条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 一 学校教育に関する理論及び実践の研究をすること
 - 二 地域の教育関係機関と連携し、共同研究等を行うこと
 - 三 学校教育に関する研究会等を実施すること
 - 四 原則年4回、研究誌「学校教育」を刊行すること
 - 五 教育に関する図書を刊行すること
 - 六 その他、理事会が必要と認める事業を行うこと

第2章 名称及び事務局

- 第3条 本会は、広島大学附属小学校学校教育研究会と称する。
- 第4条 本会の事務局は、広島大学附属小学校内に置く。
- 第5条 本会は、平成25年4月1日をもって設立する。

第3章 会 員

- 第6条 本会の会員は、広島大学附属小学校の教職員をもって構成する。
また、本会の趣旨に賛同し、会長の承認を受けて年会費等を納めた者は購読会員と認める。
ただし、賛助会員とは、研究誌の広告などを掲載される会社等をいう。
- 第7条 年会費等の納入がないときは、会員資格を失うものとする。

第4章 役 員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|---|------|-----|
| 一 | 会 長 | 1 名 |
| 二 | 常務理事 | 1 名 |
| 三 | 理 事 | 5 名 |
| 四 | 監 事 | 1 名 |
- 第9条 役員は、広島大学附属小学校の教職員から選出する。ただし、会長は広島大学附属小学校校長をもって充てる。常務理事は、広島大学附属小学校副校長をもって充てる。
- 第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、広島大学附属小学校教職員から選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第11条 役員等の任務は、次のとおりとする。
- 一 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 二 常務理事は、会長を補佐し、会務を処理する。会長に事故あるときは代行する。
 - 三 各理事は、会務を分担処理する。
 - 四 監事は、会計を監査する。
 - 五 事務局員は、会長が依頼する会務にかかる事務を担当する。

第5章 理事会

第12条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立し、議事進行は常務理事が行う。議事の決定は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の時は会長が議決する。

第13条 理事会は、協議会への提案議題等を作成する。

第6章 総会

第14条 総会は、広島大学附属小学校の校長、副校長、常勤教諭をもって構成する。

第15条 総会は、必要に応じて会長が招集する。総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事進行は常務理事が行う。議事の決定は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは会長が議決する。

第16条 総会は、次のことを審議する。

- 一 本会の会則に関する事
- 二 予算及び決算に関する事
- 三 役員承認に関する事
- 四 主催する事業の運営等に関する事
- 五 その他、会長が必要と認める事項

第7章 その他

第17条 本会の会費等は別途定める。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

<附則>

- 1 本規則は、平成25年5月1日から施行する。

<附則>

- 2 本規則は、令和元年5月1日から施行する。

<附則>

- 3 本規則は、令和5年4月1日から施行する。